

令和元年度

# 自身連要望事項回答文書

(令和元年9月)

社会福祉法人

日本身体障害者団体連合会

## 目次

### 令和元年度日身連要望事項

厚生労働省 .....	P 2
内閣府 .....	P11
内閣官房 .....	P14
国土交通省※一部、観光庁含む .....	P16
文部科学省 .....	P23

## 日身連要望事項に対する文書回答について

各ブロックからご要望いただいた要望事項につきまして、「令和元年度  
日身連要望事項」として、与党関係議員を介して国へ提出し、この度、関  
係府省庁から文書での回答をいただくことができましたので、ここに冊子  
に取りまとめ、ご報告いたします。

各加盟団体の皆さまの団体活動の一助として、ご活用いただければ、  
誠に幸甚に存じます。

令和元年9月

社会福祉法人  
日本身体障害者団体連合会  
会長 阿部 一彦

# 厚生労働省

- 障害者手帳の運用について、公共交通機関での割引制度時の手帳提示規定の廃止や、鉄道利用での手帳提示の簡素化(提示以外の電子的な方法等による本人確認・購入の検討)といった改善策が示されたが、身分証明として運転免許証と同等の扱いとなるよう検討いただきたい。

(回答)

- 身体障害者手帳は、障害福祉サービスや自立支援医療などを受ける際の前提となるものであり、一定以上の障害をお持ちの方の障害の程度をあらかじめ認定して、その証票として交付されるものです。
- 身体障害者手帳を身分証明書として認めるかは、各行政機関や民間事業者等において、それぞれの場面に応じて判断されるものと認識しております。
- 運転免許証と同等の扱いとなるためには、例えば、定期的な更新を必須とし、様式も全国統一のものにするなどの方策が考えられますが、実現するためには抜本的な制度改革が必要であり、慎重に検討する必要があると考えます。

- 障害福祉サービス等に係る報酬については、消費税率 10%引上げへの対応等に関して、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて 10 月改定に向けた議論が行われ、概要が取りまとめられたが、今後、危機的な人材不足の懸念を払拭するためにも、国として人材確保に向けた政策を講じていただきたい。

※参考：同検討チームでの議論にあたり、消費税 10%引上げへの対応のほか、「新しい経済政策パッケージ」に基づく障害福祉人材の処遇改善、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の算定方法等に関する意見聴取を受け、日身連でも意見要望を提出したが、現場の声をしっかりと踏まえ、次期報酬改定に向けた検討を行っていただきたい。

(回答)

- 障害福祉人材の確保等に係る取組としては、まずは、障害福祉サービス等に従事される方々の処遇改善を行っていくことが重要であると考えております。

2. 処遇改善については、これまで数度にわたり報酬改定を実施し、職員の賃金改善に繋げてきたところ。
3. また、平成 29 年 12 月に取りまとめられた「新しい経済政策パッケージ」に基づいて、本年 10 月より、人材確保のための取組をより一層進めるため、
  - ・ 経験・技能のある障害福祉人材に重点化を図りながら、
  - ・ 障害福祉人材の更なる処遇改善を進めること、
  - ・ さらに、他の職員などの処遇改善ができるよう柔軟な運用を認めることを内容とする「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を創設し、障害福祉人材のさらなる処遇改善を進める予定です。
4. 今後も障害福祉事業所で長く働くことができる環境づくりや人材確保に努めてまいります。

3. 身体障害者福祉センターは、地域の障害者の自立と社会参加の促進を目的とし、さまざまなニーズを提供する総合施設として地域の中核を担っている。しかしながら、地方自治体の財政面から需要がありながらも地域によっては施設が設置できない状況や、施設があっても老朽化に伴う修繕や時代のニーズに対応した改修が難しい状況がみられる。こうした地域による格差を是正し、本来の目的を充分に發揮できる施設として運用ができることが望ましいことから、例えば、社会福祉施設等整備費国庫補助対象とする等の対策を講じていただきたい。

(回答)

1. 身体障害者福祉センターでは、身体に障害のある方からの各種相談への対応や機能訓練、スポーツ・レクリエーションの指導、身体に障害のある方の自立した日常生活や社会生活を支援するための事業を地方自治体がそれぞれの地域における実情等を考慮して実施していただけてきたところです。
2. センターの設置・運営に要する費用については、身体障害者福祉法において、地方自治体が負担するものとされており、ご要望の国庫補助制度の創設等は困難なものと考えております。

4. 身体障害者相談員制度は、身体障害者福祉法に規定され、地域においてはピアソーターとして社会的信望を得、相談活動に取り組んでいる。その一方で、民生児童委員とは対照的に認知度が低いことが大きなネックとなっている。ピアソーターとしての相談活動の重要性に鑑み、制度の周知とともに、身体障害当事者に相談員を委嘱することを原則とし、活動に必要な経費予算の確保と円滑な相談活動のために障害者手帳交付者名簿の共有を図っていただきたい。

(回答)

1. 身体障害者相談員に係る予算確保については、平成 10 年度に一般財源化されておりますが、従前国で策定していた設置要綱における考え方を踏まえ、一般財源化された後においても、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている身体障害者等の方々にご活躍をいただきたいと考えております。
2. 一般財源化に伴い、身体障害者相談員の設置に必要な経費については、地方交付税に計上されているところであり、来年度も継続して事業を実施できるよう、総務省に交付税要求を行ってまいります。
3. なお、身体障害者相談員の相談対応能力の向上や関係機関等との連携を強化することを目的として、都道府県で研修を行うことができることとなっており、平成 30 年度においては、31 都道府県で実施されています。厚生労働省としても引き続き、都道府県の取組を支援してまいりたいと考えております。
4. 身体障害者福祉法施行令に規定する身体障害者手帳交付台帳には、身体障害者手帳所持者の氏名、住所、生年月日、個人番号、障害名、障害の級別など手帳所持者の個人情報が記載されているため、慎重に取り扱う必要があり、身体障害者手帳交付台帳の公表や共有は難しいと考えます。
5. 障害者雇用促進法の一部改正において附帯決議事項にも示されたとおり、制度の仕組みから生じる谷間の問題(通勤支援や重度障害者の就労支援等)や中高年齢層や中途障害者となった人への対応の検討、また、障害理解にむけた職場環境の整備促進を図っていただきたい。

(回答)

1. 通勤や職場等における支援の在り方等の検討など、改正法の附帯決議で検討することとされた事項や、「今後の障害者雇用施策の充実強化について」(平成 31 年 2 月 13 日労働

政策審議会障害者雇用分科会意見書)において引き続き検討することとされた事項について、年明け以降、労働政策審議会障害者雇用分科会において議論を進めてまいります。

(参考)労働政策審議会障害者雇用分科会意見書において、以下の論点については、引き続き検討することとされた。

- ・法定雇用率の在り方(就労継続支援 A 型事業初の雇用者の評価、精神障害者の短時間労働者に係る雇用率のカウントの取扱い)
- ・中小企業に対する障害者雇用調整金及び障害者雇用納付金の適用
- ・大企業及び就労継続支援 A 型事業所に対する障害者雇用調整金
- ・障害者雇用納付金財政の調整機能
- ・除外率制度に関する対応
- ・障害者雇用率制度における長期継続雇用の評価
- ・自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保
- ・障害者雇用率制度の対象障害者の範囲の検討
- ・通勤支援の検討

2. このため本年 7 月に厚生労働省内にプロジェクトチームを立ち上げたところであり、雇用施策と福祉施策の連携強化に向けた総合的な検討に向け議論を開始したところです。

(参考) 2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部に設置。

第1回 障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチームを7月 25 日に開催。

第2回 障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチームを8月 7 日に開催。

3. また、中高年齢者や中途障害者となった方々については生じる課題等に対してハローワークにおいて相談に応じるとともに、その障害者特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の措置について必要な措置を講じた事業主に対して助成金を支給するなど、雇用する障害者の職場定着を図っているところです。

4. さらに「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成や障害者理解に資する講習等の実施を促進すること等を通じて、職場における障害理解を図っています。

5. こうした取組を積極的に進めることを通じて障害者一人ひとりが、能力を有効に発揮できる環境整備を図って参ります。

6. オストメイトの老齢化に伴い、介護士によるストーマケアの要望が増大しているが、介護士研修はJSSCR学会会員のボランティア活動として実施しているのが現状であることから、介護士へのストーマケア研修については、制度的に、全国同一内容で実施していただきたい。

(回答)

1. 介護職員等が基礎的な介護知識・技術を習得するための研修については、地域医療介護総合確保基金において、都道府県等が研修経費として活用可能なメニューを位置づけており、これを活用してストーマに関する研修を実施することも可能となっております。
2. また、介護職員初任者研修のカリキュラムにおいては、介護技術や知識を習得する科目として「こころとからだのしくみと生活支援技術」を設け、排泄介助も含めて学習することとしており、当該科目の中でストーマケアについて講義や演習により学習することが可能と考えています。
3. なお、介護職員初任者研修は各都道府県又は都道府県が指定した研修実施機関が実施しており、具体的な研修内容については、国が定める科目等を踏まえた上で地域の実情に応じ、実施主体が決定しています。

7. 永久的なストーマ(人工肛門や人工膀胱)を持つ者(オストメイト)の使用するストーマ装具の費用については、平成元年7月11日付老健第45号等による国税庁への照合により、医療費控除の対象と認定されたが、毎年医師の発行した証明書の添付を必要としている。このため、医療費控除を受けたいオストメイトは、毎年、証明書発行のための費用(1千円以上)が必要で、医療機関の受診を必要とするなどオストメイトには利用しづらいものとなっている。一方、介護保険を利用した紙おむつ利用者にも同様の医療費控除がなされているが、2年目以降の確定申告においては、市町村の発行する主治医意見書の内容を確認した書類、又は主治医意見書の写しで申告が可能とされている。このため、ストーマ装具費用の医療費控除についても、都道府県が永久的なストーマを持つ障害者と認定した書面のコピー等の添付で確定申告が可能なよう、簡便で費用負担のない方法に見直していただきたい。

(回答)

1. ストーマ用装具に係る費用については、ストーマ用装具を治療上使用することが必要不可欠であると医師が認め、かつ、それを証明する証明書の発行を受けた場合には、医師の治療を受けるため直接必要な費用として、医療費控除の対象として認められる仕組みとなっています。

2. 御指摘の介護保険利用者のおむつに係る費用についても、寝たきり状態にあること、及び治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書により確認することが原則とされていますが、2年目以降の医療費控除については、介護保険法に基づく要介護認定の際に使用される「主治医意見書」により寝たきり状態、及び尿失禁の発生可能性があることが確認できれば、おむつ使用証明書がなくとも、医療費控除の対象として認めることができます。
3. 一方、ストーマ用装具に係る費用に関しては、この「主治医意見書」に相当するような書類がなく、治療上ストーマ用装具を使用することが必要不可欠であるかどうかを判断するためには、医師の発行した証明書を確認する必要があります。
4. 医療費控除の手続に係る負担を減らすことは重要であると認識していますが、上記の理由から、医師の発行した証明書を省略することは難しいと考えております。

8. 人工肛門は、結腸にストーマを造設したコロストーマと回腸にストーマを造設したイレオストーマに大別されるが、イレオストーマは大腸を経由せず直接回腸(小腸)から排出され水様性便になるため、ストーマ装具からの漏れや皮膚障害を起こしやすいとされ、イレオストーマ用装具は人工膀胱(ウロストーマ)と同様、耐用性を増すため高価な皮膚保護剤の使用量が多く用いられることから、単価も高く、装具交換の頻度も多い。そのため、現在のストーマ装具の交付基準額では不足し大きな課題を抱えている。そうしたことから、回腸人工肛門造設者へのストーマ装具交付基準額については、人工膀胱造設者と同等の基準額に増額していただきたい。

(回答)

1. ストーマ装具及び関連用品については、「日常生活用具給付等事業」の給付対象にする市町村があることは承知しています。同事業は地域生活支援事業に定めた事業であり、実施主体である市町村が、地域の特性や利用者の状況により、柔軟に実施する制度となっています。
2. このため、こういった事業の特性をふまえ、厚生労働省では、告示にて用具の要件、用途のみを定め、実施主体である市町村が具体的な種目、対象者、基準額、利用者負担等の制度の運用に必要な事項を定めています。
3. 厚生労働省といたしましては、今後とも、関係団体とも連携しながら給付の実態把握に努めるとともに、各市町村において、地域の実情に応じた必要な給付が適切に行われるよう、全国会議の場などを通じて、周知徹底に努めてまいります。

9. 現行の聴覚障害認定基準は、国際的基準からみても通常の生活実態とはかけ離れており、また、急速な高齢社会の到来は聞こえの障害を自覚できない高齢者(加齢性難聴)の著しい増加をもたらしている。このような現状を踏まえ、身体障害者福祉法別表の聴覚障害認定基準を早急に国際基準に合うように、生活上の困難度も加味した改定を検討いただきたい。

(回答)

1. 身体障害者福祉法において聴覚障害は、
  - ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
  - ② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
  - ③ 両耳による普通話声の語音明瞭度が50パーセント以下のものと定められていますが、軽度・中等度の難聴の方については、現在、認定基準の対象となつておらず、ご指摘のような課題があることは伺っております。
2. 身体障害の認定基準については、視覚障害、肢体不自由等の障害種別間のバランスを考慮しながら、医学的な観点からの身体機能の状態を基本としつつ、日常生活の制限の程度によって定められております。
3. 聴覚障害の認定基準の見直しについては、
  - ① 医学的な知見
  - ② 障害間の全体的なバランス
  - ③ 関連施策への影響などの観点を考慮する必要があり、現時点で、改定を検討することは困難であると考えています。

10. 昭和50年に「耳マーク」が制定されてから、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会では普及活動を積極的に行ってきている。
- この「耳マーク」は、聞こえない・聞こえにくいために様々な生活の場で苦痛を味わった難聴者が考案したものであり、聞こえの向上・保障を求めていく積極的な生き方を象徴している。そして、「筆談による支援」は耳マークに添える重要なメッセージとして非常に多くの場で活用されている。「耳マーク」は、難聴や中途失聴者にとって有効な表示の一つであり、社会参加の促進を図ることにも役だっている。社会の規範となる厚生労働省はじめ、関係省庁から「耳マーク」の普及啓発を進めていただきたい。

(回答)

外見からはわかりにくい障害を含め、障害への正しい理解の普及・啓発が重要であることから、厚生労働省では、全国の都道府県等の主管課長会議の場などを通じて、地方自治体に對し、「耳マーク」を含む障害に関するマークの普及・啓発をお願いするとともに、地方自治体が地域住民に対して行う障害者等に対する理解を深めるための取組について、財政支援を行っています。

11. 人工内耳埋め込み手術が日本で開始されてから4半世紀、保険適用から20年あまり経過し、人工内耳体外機器更新・電池購入に公費補助を行う自治体が増えているが、補助の内容で地域格差という大きな課題が生じている。体外機器購入等も医療保険の対象とするなど、地域格差が生じないよう対策を講じていただきたい。

(回答)

1. 人工内耳の植込術を行った場合の費用及び人工内耳用材料が破損した場合等における交換に係る費用については、人工内耳用音声信号処理装置等の外部機器を含め診療報酬で算定できるものとしています。
2. 一方、障害者総合支援法では、補装具費支給制度などがありますが、医療保険制度など他制度で適用される場合については対象外としております。
3. なお、自治体の独自の事業等として、医療保険の対象ではない電池購入等への助成を行っている自治体があることは承知しておりますが、詳細な状況等を把握しておりません。国が一律にこうした助成を医療・福祉の制度で行うことについて、限りある予算を適切に執行し、必要な支援を効果的に実施する観点から、難しいと考えております。

12. 全国で聞こえに不自由な方は1,900万人に及び、そのうち900万人程が何らかの支援、サポートを必要としている。しかしながら、これに関わる社会的資源は分散しており、有機的な機能を果たせる機関が存在していない。聴覚補償の推進には、聴覚(補聴器)外来と補聴器給付事業のように医療と福祉のサービスや、社会・成人教育、就労・教育を含めた分野との一体的・一元的な連携が図れる施設が必要となる。さらに、聴覚障害者の情報・コミュニケーション手段を総合的に対応できることが求められることから、これらの機能を担う施設(「きこえの健康支援センター」(仮称))を設置していただきたい。

(回答)

1. ご指摘のとおり、難聴の方への支援の推進については、医療、福祉、保健及び教育分野が連携し、一体的な支援を実施することが重要であることから、難聴児への支援については、本年3月、厚生労働省と文部科学省と共同で「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げ、6月には具体的な取組を盛り込んだ報告書を取りまとめました。
2. この報告書を踏まえ、厚生労働省においては、都道府県及び政令指定都市における聴覚障害児支援の推進に資するため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置等を内容とする「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を令和2年度予算概算要求に盛り込んだところです。  
まずはこうした取組により、難聴の方への支援を進めてまいります。

13. 小中学校においては、学校教育を通して心のバリアフリーを学ぶことの重要性からも、多様な障害の理解に向けた学習の充実強化が行われていることに大きな期待を持っている。加えて、幼児期からの学びという視点も大変大切なことであり、幼児からの教育にも同様に取り組んでいただきたい。

また、教育職員免許法施行規則の改正に留まらず、保育士、教職員への障害理解のための研修についても、障害者団体との連携を含め、継続的に実施していただきたい。

※上記 13 については、文部科学省へも同様に要望

(回答)

1. 教育を通じた心のバリアフリー学習については、文部科学省及び厚生労働省が中心となり設置した「心のバリアフリー学習推進会議」において、学校における取組と地域生活支援事業等の連携が重要である旨提言があったことを受け、平成30年2月、両省から自治体の教育及び障害福祉担当部局あてに連携を進めるようそれぞれ周知を行ったところです。
2. さらに厚生労働省では、全国の都道府県等の主管課長会議の場などを通じて、心のバリアフリーを広げるための地方自治体の取組事例の紹介を行うとともに、地方自治体が地域住民に対して行う障害者等に対する理解を深めるための取組について、財政支援を行っています。

# 内閣府

1. 災害時における支援体制や減災防災に向けた取組に関し、障害特性に配慮し、安心できる体制整備が図られるよう、以下の事項について検討いただきたい。

- ① 災害予知情報、避難情報などの災害時の情報伝達及び避難行動要支援者・避難所の対応等にかかる取組の進捗状況の把握と情報の公開とともに、このことに伴う地域間格差ない課題の解消に向けた対策を検討いただきたい。
- ② 地域の防災減災に向けたネットワーク強化や避難行動要支援者が安全に避難できる体制整備の必要性からも、行政機関と信頼関係のある障害者団体に対し、避難行動要支援者名簿を開示いただきたい。
- ③ 被災者の避難生活の場となる避難所や応急仮設住宅のあり方については、これまでの教訓が活かされていないことが言及されているように、障害者の意見を聴取し、提案を反映した避難所の設置や運営体制の早急な整備を図っていただきたい。特に、応急仮設住宅のバリアフリー仕様の見直しを行っていただきたい。

(回答)

1. 内閣府においては、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保ができるよう、取組を推進しているところである。
2. ご要望があったことについては、障害者団体の皆様に参画していただき、策定された「障害者基本計画」(平成30年3月30日閣議決定)において、
  - ① 障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進すること、
  - ② 避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援を行うことができるよう、地方公共団体における必要な体制整備を支援すること、
  - ③ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、避難所において障害者が障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう市町村の取組を促していくこと、
  - ④ 車椅子利用者も使用できる応急仮設住宅の確保が適切に図られるよう、地域の実情を踏まえつつ、都道府県の取組を促していくこと、などが記載されていることを踏まえ、適切な対応に努めているところである。
3. 今後とも、「障害者基本計画」等を踏まえ、被災者に寄り添ったきめ細かな支援を切れ目なく行うことができるよう、取り組んでまいりたい。

1. (同上)

④国や地方公共団体における防災会議、地域の防災に関する会議や地域防災計画の作成においては、多様な視点を取り入れた防災体制を担保する上でも障害者団体や障害者相談員等の参画を課し、協議検討の場の体制の枠組を確立していただきたい。

(回答)

1. 国や地域の防災力向上を図るためにには、多様な主体が参画した防災対策の実施が重要と考えている。
2. このため、平成24年に災害対策基本法を改正した際、都道府県防災会議の構成委員として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を追加し、多様な主体の参画を促進することとしている。中央防災会議の委員においても多種多様なバックグラウンドを持った人に参画いただいている。
3. また、防災基本計画においても、女性や高齢者、障害者といった方々について、「地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場への参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」旨定めているところ。

(参考) 防災基本計画（令和元年5月）抜粋

第1編 総則

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

・地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

4. 多様な地域の方々に、防災会議等の場に参画いただくことは、地域の防災体制の充実を図っていく上で重要と考えており、関係省庁や地方公共団体と連携して、引き続き推進してまいりたい。

2. 障害者差別解消法施行3年後の見直しについては、障害者政策委員会でも重要な課題との指摘があるように、同法の作成に関わった団体として関心を寄せており、以下の事項について見直しを検討いただきたい。
- ① 差別の定義を規定するとともに、各則に具体的な差別や合理的配慮の提供の事例を追記し、誰もが分かりやすい内容にしていただきたい。
  - ② 改正障害者雇用促進法と同様に、民間事業者への合理的配慮の提供を義務化していただきたい。
  - ③ 政府から独立した裁判外紛争解決の仕組みと円滑な運用実施のための相談窓口の体制整備を構築していただきたい。
  - ④ 現行では対象から外れている、「立法府」と「司法府」を同法の対象としていただきたい。
  - ⑤ 障害者差別解消支援地域協議会の構成員に、障害者団体及び障害当事者を必ず加えていただきたい。
  - ⑥ 一層の周知啓発が求められることから、予算措置を含め、障害者団体と連携した取組強化を進めていただきたい。
  - ⑦ 障害の社会モデルの理解については、身近な地域に浸透させるための取組の実施にむけ、国から地方自治体へ働きかけていただきたい。

(回答)

障害者差別解消法の見直しの検討については、現在、障害当事者や学識経験者等により構成される、内閣府の「障害者政策委員会」において議論を行っているところです。引き続き、同法の施行状況に関する議論や、障害当事者・関係団体等の御意見・御知見も踏まえ、障害者差別の解消に向けた更なる取組の在り方について、議論を進めていきたいと考えています。

# 内閣官房

1. ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の重要性からも、同行動計画が障害者施策として実施されるとともに、2020 年以降の障害者施策が一層促進されるよう、図っていただきたい。
  - ① ユニバーサルデザイン 2020 行動計画が掲げている方針にもあるとおり、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催以降も、当該行動計画を推進するために、現在、設置されているユニバーサルデザイン 2020 評価会議の継続あるいは新たにレガシー協議会(仮称)を設置していただきたい。
  - ② 心のバリアフリーの取組を加速させるとともに、合理的配慮の提供を促進するための事業・制度を創設していただきたい。さらに事業の創設にあたっては、ピアソーターとしての身体障害者相談員(身体障害者福祉法第 12 条 3)を活用するなど、効果的な方策を考えていただきたい。
  - ③ 心のバリアフリーに向けた研修プログラムについては、関係府省庁で取組が進められているところだが、こうしたプログラムは、障害当事者の参画があってこそ効果が期待できるものと考える。そのため、心のバリアフリーに協力できる障害当事者の人材養成を国として進めていただきたい。

(①の回答)

2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るために基本方針(以下「基本方針」という。)においては、次世代に誇れる遺産(レガシー)として共生社会を実現することを掲げております。この基本方針に基づき、2020 年以降も取組が継続されるよう努めて参ります。

(②の回答)

内閣官房が執り行う会議や研修等においては、当事者や当事者団体にご参加いただき、ご意見をいただきながら開催をしております。

ご指摘の点につきましては、障害者差別解消法を所管する内閣府(共生社会政策担当)や、身体障害者福祉法を所管する厚生労働省と連携し、心のバリアフリーの取組を推進して参ります。

(③の回答)

平成 28 年度に障害者団体等の関係者や学識経験者、民間企業の参画を得て、「心のバリアフリー」を学ぶための集合研修のプログラムのひな型として「汎用性のある研修プログラム」を作成し、広く活用していただけるよう公開しています。

平成 29 年度からは、このプログラムを用いて、国家公務員向けの研修を実施しています。研修では、障害当事者に参画いただき、より実際的で効果的な内容にするとともに、障害当事者の経験の蓄積にも資するものになっていると考えておりますので、貴連合会を含め、当事者団体の積極的な参画をお願いしたいと考えております。

2. 2020 年の東京パラリンピック競技大会については、大会を成功裏に導くために協力を惜しまない障害者団体が数多くあるなかで、団体で応援をしたいと思っても、現在のチケット運用では、障害者団体向けの入場チケットの販売がないことから大変苦慮している。東京都等の自治体では学校観戦のチケットを確保し、提供する予定のあることが報道されているが、障害者団体関係者枠についても検討いただく等、配慮ある措置を講じていただきたい。

(回答)

2020 年東京大会の開催に当たり、大会組織委員会では、国際パラリンピック委員会の承認を得た「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、障害の有無にかかわらず大会を楽しんでいただけるよう、様々な環境整備に取り組んでいます。

また、チケット販売に当たり、同委員会では、チケット及びマーケティング関係者や関係省庁、元オリンピアン、元パラリンピアン、スポーツ団体などの有識者による「チケッティング戦略に関する有識者会議」を平成 30 年 4 月から 7 月にかけて開催し、検討を行っておりました。

同会議において、過去大会における取組事例を踏まえつつ、障害のある方、ご高齢の方、乳幼児連れの方など多様な立場の方々への配慮について検討を行った結果、障害のある方もない方も、お子様もご高齢の方も一緒に楽しめるチケットの購入方法をご提案することになりました。その具体的な例が、障害者等を含むグループ向けの「東京 2020 みんなで応援チケット」であり、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒の方が学校単位で一緒に観戦できる「学校連携観戦チケット」です。

ただし、車いすユーザーの方については、選択できる観客席に制約があるため、同伴の方と一緒にご観戦いただける「車いすユーザー向けチケット」をご用意しているところです。

これらの販売方法は、大会を通じて「多様性と調和」の実現を目指す取組の一環とご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 国土交通省

- 誰もが暮らしやすい環境整備をめざす上で、面的・一体的なバリアフリー化の促進は極めて重要であり、地域間格差なく、また、その地域の実情に応じたバリアフリー化を進めるとともに、努力義務とされてはいるが、マスターPLANや基本構想の作成は急務であることから、国としてそれらの作成が進むよう取り組んでいただきたい。

(回答)

- 地域における一体的・計画的バリアフリー化を推進するため、平成 30 年のバリアフリー法改正により、移動等円滑化促進制度(いわゆるマスターPLAN制度)を位置づけるとともに、マスターPLAN及び基本構想の作成を一層進めていくため、これらの作成を市町村の努力義務としたところです。
  - 基本構想については平成 20 年に、マスターPLANについては、平成 30 年に、それぞれ市町村による作成の指針となるガイドブック及びマニュアルを作成しており、平成 31 年 3 月には、これらをひとつにまとめる形で「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想の作成に関するガイドライン」を作成し、全国の市町村へ周知しております。
  - また、平成 30 年度より、マスターPLANの作成のための調査経費についての補助制度を創設し、地域における取組を促進しているところです。
  - これらの措置を活用して、引き続き、全国の市町村に対してマスターPLAN・基本構想の作成の働きかけを行うなど、面的なバリアフリー化を一層推進して参ります。
- 
- 障害者権利条約(第 9 条施設及びサービス等の利用の容易さ及び第 20 条個人の移動を容易にすること)を反映し、以下の項目について適切に取り組んでいただきたい。
    - ① 障害の社会モデルの理念をバリアフリー法制に具体的に反映すること
    - ② 5 年後の見直しにおいて「移動の権利」を明記するなど法律の目的を明確に規定すること
    - ③ ユニバーサルデザイン 2020 行動計画で示された諸施策の着実な実施に向け、移動等

円滑化評価会議並びに全国10ブロックの分科会において実態の把握や評価等の議論が十分に行われ、その評価結果を施策に結びつけることが重要であることからも、分科会においても複数回開催する等、適切な委員会運営を検討いただきたい。

- ④ 個別的課題について、障害者団体等の意見や提案を踏まえ取り組むこと
- ・ 地方部への波及効果を生むバリアフリー化の取組強化
  - ・ 市町村のマスターPLAN・基本構想作成促進とともに、障害者・高齢者の意見を踏まえ、地域の実情に見合う整備の促進強化
  - ・ 駅ホームの転落等事故防止にむけホームドアの設置の一層の促進
  - ・ 駅等旅客施設や関連施設における経路の円滑な移動(エレベーターの設置場所や大型化、安全確保のためのエスカレーター歩行禁止や注意喚起の強化)の促進強化
  - ・ 個別施設のバリアフリー化にとどまらず、交通結節点におけるバリアフリー化の一層の推進
  - ・ 障害特性に配慮した情報提供の確保
  - ・ 観光バス、高速バスのバリアフリー化の促進強化
  - ・ ハンドル型電動車いすを含む、すべての新幹線及び特急車両の車いす用スペースの確保
  - ・ 船舶のバリアフリー化の促進強化(多機能トイレや段差解消)
  - ・ ホテル旅館の一般客室の活用を含めた実現可能なバリアフリールームの促進強化及び障害特性に対応した情報提供の促進
  - ・ 無人駅での移動の安全確保や地方の路線バス縮小・廃止に対する移動確保の構築
  - ・ 障害者団体との連携含め、事業者における障害理解の研修の促進強化及び行政機関における心のバリアフリーの周知啓発の促進強化

(①の回答)

- 平成30年度のバリアフリー法改正においては、「障害解消の取組責任は障害者個人ではなく社会にある」という「障害の社会モデル」の考え方を反映し、新たに基本理念として、バリアフリー法に基づく措置は「社会的障壁の除去」及び「共生社会の実現」に資することを旨として行わなければならないことを明記したところ。
- 今後も、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化の取組の推進を通して、社会的障壁の除去に取り組んで参りたい。

(②の回答)

- 「移動の権利」を法律上規定することについては、平成19年の障害者権利条約の署名や平成23年の障害者基本法の改正などと時期を同じくして平成25年に交通政策基本法が制定された際、関係審議会において議論が行われた。

- この際には、保障する権利の内容や、保障する責務を有する主体、権利を保障する仕組みや財源の確保について、実定法上の権利として規定できるだけの国民のコンセンサスが得られているとは言えないとして、「移動の権利」を法定化することは時期尚早とされたところ。
- こうした状況は、現在においてもなお変わっていないと考えている。

(③の回答)

- 移動等円滑化評価会議(以下「評価会議」という。)については、第1回評価会議を平成31年2月に開催し、第2回評価会議を今月末(日身連注:令和元年9月30日)に開催することとしている。  
一方、地域分科会については、本年6月から7月にかけて全国10ブロックにおいて開催し、各地域のバリアフリー化の進捗状況を把握し評価したところ。
- なお、地域分科会については、地域ニーズを詳細に把握するため、より自由闊達な意見交換を行う観点から、各地域ブロックにおいて、地域分科会とは別に、分科会委員や当事者団体等との意見交換会等を開催することとしている。

(④の回答)

- バリアフリーをめぐる個別の課題については、必要に応じて障害当事者等が参画する検討会等において、これまでも検討してきているところ。
- また、障害等については、多様な特性があり、様々なご意見があると認識していることから、今年度より非公式会議である「特性に応じたテーマ別意見交換会」を立ち上げ、各障害当事者との自由闊達な意見交換を実施しているところ。
- 今後とも、障害者団体等の意見や提案については、適切に対応してまいりたい。

### 3. 公共交通機関における障害者割引制度について

障害者の社会参加の促進の観点からも、現在生じている有料道路や鉄道等の障害者割引制度に関する問題の是正にむけ、以下の事項を見直していただきたい。

#### 1)有料道路等について

① 障害者が利用する貸切バス(福祉バス含む)を対象の範囲としていただきたい。障害者の社会参加を目的とした活動に制限をくわえざるを得ない状況が生じることがある。障害者の社会参加の促進からも、現在生じている問題を是正していただきたい。

② 現行の車両登録の要件を障害者手帳の提示に見直していただきたい。

運転免許を持てない重度障害者の移動や他の車両を運転する場合等において制度を利用することができない。車両が特定されることで日常生活の行動範囲が制限されたり、他の人に比べ経済的な負担が生じないよう、例えば障害者手帳の提示といった方法に見直していただきたい。

③ 公共交通機関の便が悪い地域では、自家用車として、通院や買い物などの生活の足として軽トラックを利用しているところが少なくない。現行制度では、有料道路の割引対象に軽トラックが含まれていないため、自家用車の利用であるにも関わらず、制度をうけることができない。現状に鑑み、軽トラックも対象としていただきたい。

④ ラウンドアバウト(環状交差点)については、視覚障害者にとり車のくる方向が分かりにくく、危険を伴うケースがあることから容易に設置しないでいただきたい。

#### 2)鉄道について

① 身体障害者手帳所持者が入会できるJRジパング俱楽部特別会員制度については、新幹線「のぞみ」や「みずほ」が割引の対象でないことから、例えば、東海道新幹線と山陽新幹線(「ひかり」と「こだま」)の間で直通運転がないことから乗り継ぎに時間がかかり困難があったり、また、「ひかり」の運行本数の削減により新幹線利用に支障をきたしている。安全・安心に利用できるように、全ての新幹線がJRジパング俱楽部特別会員の割引対象車両となるよう鉄道事業者へ強く指導いただき、一日も早く問題を解消していただきたい。

② 第1種、第2種の障害者が単独で利用する場合で、割引(50%)が適用されるのは、片道の営業キロが 100 キロを超える場合に限定されているが、障害者の自立と社会参加の推進を図る上でも、障害者が単独で利用する場合の割引対象を、片道 100 キロ以内にも適用するよう見直していただきたい。

(「1)有料道路等について①～③」の回答)

- 有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するために、全国の高速道路会社等が申合せの上で行っているものです。
- 高速道路会社等においては、目的に沿った割引を実施するため、障害者の方が自立した日常生活を営む上で、必要と考えられる利用を対象とし、障害者1人につき1台について、障害者本人又はその親族等が所有する自家用車であることを、事前に福祉事務所で確認の上ご登録いただき、通行料金を割引しているところです。
- 障害者の方によっては、料金所で障害者手帳を提示することが著しく困難である場合があることや料金所にて利用目的等を確認することが困難であること等を踏まえ、よりご負担の少ない円滑な通行ができるよう、高速道路会社等において、車両を事前登録していただく方法が取られております。
- また、重度の身体障害者又は重度の知的障害者の方に対しては、当該重度障害者の方若しくはその親族等が自動車を保有していない場合にあっては、当該重度の障害者の方を継続して日常的に介護している方が所有している自家用車も対象としています。
- このような状況の下、国土交通省としましては、要望があればその都度高速道路会等にその旨を伝えており、引き続き、高速道路会社等に対し、制度の趣旨や利用実態等を踏まえた検討を求めてまいります。

(「1)有料道路等について④」の回答)

- ラウンドアバウトは、衝突事故等の減少による安全性の向上効果、無用な信号待ちの削減等の時間短縮効果、災害時の停電となっても安全に通行できる防災性の向上などの効果があることから、全国の道路管理者により、整備が進められています。
- 整備に当たっては、個別の現場の状況等に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置するなど、移動の円滑性と安全性を支援する対策が行われていると認識しております。
- 国土交通省としましては、平成26年に、望ましいラウンドアバウトの構造について道路管理者に通知しているところですが、引き続き、道路交通安全対策の推進のため、全国の道路管理者に対し、必要な支援を検討して参ります。

(「2)鉄道について」の回答)

- JRが提供する「ジパング俱楽部」については、鉄道事業者の営業施策により需要喚起等を目的とする企画商品であり、その設定・変更については、鉄道事業者の自主的な判断に基づき実施されております。
- また、障害者の方に対する運賃割引については、割引による減収を他の利用者の負担によって賄うという鉄道事業者の自主的な判断の中で、理解と協力を求めてきたところです。
- 障害者割引に係る距離制限の緩和等割引制度の拡充について、国土交通省としては、鉄道事業者に対し、ご要望の趣旨を伝えるとともに、理解と協力を求めて参ります。

4. 公共施設等のエスカレーターの利用については、片側を空けることが当たり前となっているが、片麻痺の人や支援等を必要とする人たち等にとっては大きな問題がある(例えば利き手でベルトがつかめず危険を感じたり、周囲の利用者の障害理解の認識不足から嫌な思いを受ける等)。駅構内でポスター等によるキャンペーンが実施されたが、あまり効果が見受けられず、障害理解の啓発促進と逆行していると言わざるを得ない。国として、危険な行為にもつながるエスカレーターの歩行の取り締まりや国民の意識啓発について、エスカレーターの利用のあり方を課題に検討いただきたい。

(回答)

- エスカレーターの片側をあけて歩行することについては、接触等の危険性があるほか、利き手でしかベルトを掴めない方にとて負担となっているものと認識しております。
- 日本エレベーター協会においては、ホームページ上でエスカレーターの片側をあけて歩行することをやめるようマナーの周知を図っているほか、11月10日の「エレベーターの日」に合わせ、「やさしい心ありがとう」キャンペーンとして障害者も健常者も全ての方が快適にエスカレーターを利用できるよう、リーフレットの配布などの街頭キャンペーンによる呼びかけ等を行っています。
- エスカレーターの歩行は利用方法に係るマナーの問題であるため、建築基準法によって規制することは困難ですが、国土交通省としても、同キャンペーンを後援しており、今後ともエスカレーターに乗る際のマナーの啓発を支援してまいります。

5. ユニバーサルデザイン 2020 行動計画に基づく街づくりや心のバリアフリーの推進については、予算確保を含め、障害当事者団体等が参画したなかで、全国各地の観光地の一層のバリアフリー化が促進されるよう図っていただきたい。また、交通事業者や観光関係者の心のバリアフリー促進に向けて作成された接遇マニュアルが有効に活用されるよう、障害者団体との連携した研修等や好事例の収集・提供を含め、継続して取り組んでいただきたい。

※上記5については、観光庁へも同様に要望し、両省庁とも同じ回答をいただいた。

(回答 国土交通省・観光庁)

- ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づく街づくりや心のバリアフリーの推進について、観光地を含めた全国各地のバリアフリー化を促進させるため、平成30年にバリアフリー法を改正したところです。
- また、平成29年度から、宿泊施設バリアフリー化促進事業により、宿泊施設のバリアフリー化を進めており、令和2年度予算要求も行っているところです。
- 交通分野における接遇対応の向上については、高齢者や障害者等に対する一定水準の接遇を確保するため、平成30年5月に「交通事業者向け接遇ガイドライン」を公表しました。この接遇ガイドラインに則った適切な対応を交通事業者が行うことができるよう、「障害の社会モデルの理解」と「障害当事者参画」を盛り込んだ「接遇研修モデルプログラム」を本年4月に公表し、交通事業者が行う研修の充実と接遇の向上を図るよう働きかけを行っているところです。
- 観光分野における接遇対応の向上については、平成30年3月に「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル(宿泊施設編／旅行業編／観光地域編 )」を作成し、観光関係者へ配布するとともに観光庁ホームページ上で公表しております。これらのマニュアルは、観光関係団体及び旅行会社、ホテルグループ等が主催する研修、セミナーで活用されているほか、観光系の専門学校の授業等でも活用されているところです。
- 引き続き、関係事業者等と連携しつつ、全国各地におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進してまいります。

# 文部科学省

1. 小中学校においては、学校教育を通して心のバリアフリーを学ぶことの重要性からも、多様な障害の理解に向けた学習の充実強化が行われていることに大きな期待を持っている。加えて、幼児期からの学びという視点も大変大切なことであり、幼児からの教育にも同様に取り組んでいただきたい。

また、教育職員免許法施行規則の改正に留まらず、保育士、教職員への障害理解のための研修についても、障害者団体との連携を含め、継続的に実施していただきたい。

※上記1については、厚生労働省へも同様に要望

(回答)

- 学校教育を通して、子供達が「心のバリアフリー」について学び、多様性を受け入れ、互いに協働する力を身につけることは極めて重要であります。
- このため、障害者への理解を深める教育については、児童生徒の発達の段階に応じて指導することとしており、小学校で令和2年度、中学校で令和3年度から全面実施される新学習指導要領においても、障害のある児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることを規定し、指導の充実を図ることとしています。  
また、小学校では昨年度から始まり、中学校では今年度から始まる「特別の教科 道徳」においては、「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」など内容の充実を図り、「誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接すること」などについて、指導の充実を図ってまいります。
- なお、文部科学省では、平成27年度から「学校における交流及び共同学習を通した障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」を実施しており、その中では、例えば、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに、ボッチャやフライングディスクなどのスポーツ活動や演劇などの文化・芸術活動を行っている例もあります。  
加えて、平成30年2月には、文部科学省において厚生労働省と連携して設置した「心のバリアフリー学習推進会議」において、「学校における交流及び共同学習の推進方策についての提言を取りまとめ、都道府県教育委員会等に対し、積極的な取組を促す通知を発出しています。
- 引き続き、学校教育における障害者理解のより一層の推進に努めてまいります。

- 幼児期における多様な障害への理解に向けた教育については、国が定める教育課程の基準である幼稚園教育要領において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることとしております。
- 各教師が障害の特性を理解し、適切な指導を行うための資質・能力を身に付けることは重要であり、また、特別支援教育の対象となる児童生徒の数が増加傾向にある中で、教師の質の担保が課題になっていると認識しております。
- 文部科学省では、省内に設置した障害者活躍推進チームにおいて、本年1月に、①教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討や、②通級による指導方法のガイドの作成について盛り込んだ、「共生に向けた『学び』の質の向上プラン」を公表したところです。
- 具体的には、特に対象児童生徒数の伸びが大きい発達障害を中心に、教師の専門性を高めるための仕組みについて、今年度より、通級指導の担当、通常学級、指導的立場の教師ごとに、どのような知識・内容を身に付ける必要があるのか、また、どの程度の時間が必要なのかなど、研修の在り方を含め、厚労省とも連携して検討を進めるとともに、通常学級との連携が求められる通級による指導について、初めて指導を担当する教員にも分かりやすい内容のガイドを今年度末までに作成することとしています。
- また、特別支援学校教員の専門性向上のための取組としては、特別支援教育に関する教師の資質向上等を図るため、「特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業」において、特別支援学校教諭等免許状の取得のための免許法認定講習の実施や専門性向上のための研修の実施等を支援しています。
- 任命権者においても現職教職員の研修について実施されているところですが、文部科学省においては、
  - 都道府県等教育委員会の特別支援教育担当者との協議会等を通じて特別支援教育に係る施策の情報共有や意見交換の実施や、
  - 「心のバリアフリー学習推進会議」において、2018年2月、その推進方策についての提言を取りまとめ、都道府県教育委員会等に対し、積極的な取り組みを促す通知を発出、
  - 都道府県教育委員会及び指定都市を含む市町村教育委員会等が連携し、研修の場などをを利用して特別支援学校と幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教職員が交流し、相互に理解を深める機会を設けるよう周知等を行っております。各設置者においてはそうした内容も踏まえながら障害者理解のための研修内容の充実等が図られているものと認識しております。

- 引き続き、教職員の障害理解の促進に向けて取り組んでまいります。

2. 災害時における支援体制や減災防災に向けた取組に関し、障害特性に配慮し、安心できる体制整備が図られるよう、以下の事項について検討いただきたい。

① 災害に備え、避難所となる小中学校のバリアフリー化の一層の促進が求められる。特に、障害者用トイレの設置を急務として取り組んでいただきたい。  
(例えば、国庫補助制度に災害時に避難所となる小中学校の体育館を耐震化構造の改修工事に併せバリアフリー化する等)

(回答)

- 学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるのみならず、その多くが災害時の避難所としての役割も果たすことから、学校施設のバリアフリー化は重要であると考えております。
- このため、文部科学省では、学校施設におけるバリアフリー化の重要性や整備における留意事項等について、従前より各種提言や指針等を取りまとめ通知するとともに、平成30年4月には、近年の災害からの教訓や地方公共団体の取組を事例集として取りまとめ周知するなど、学校設置者の取組を促しています。
- 更に、既存施設の改修等における多目的トイレやスロープの設置等のバリアフリー化整備等に対して、国庫補助制度による財政支援を行うなど、その推進を図っており、事業の採択にあたっては優先的に取り扱っているところです。
- 今後とも、各種会議や講習会の場で事例集等の普及啓発を図るとともに、各学校設置者の要望を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を進められるよう、しっかりと取り組んでまいります。